平成２５年（フ）第２７号
福岡県朝倉郡筑前町依井1281番地６
債務者　青木　茂登
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第２８号
福岡県朝倉郡筑前町依井1281番地６
債務者　青木はるみ
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３０号
福岡市中央区今川１丁目18番８号
債務者　大友　　悟
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第３７号
福岡市博多区博多駅南５丁目21番７―906号
債務者　長田　敏恵（旧姓辻井・坂本）
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第４４号
福岡市博多区相生町３丁目２番12―203号
債務者　岡江　明美（旧姓白坂）
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第５１号
福岡市西区今宿町681番地１
債務者　酒瀬川潤一郎
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第９８号
福岡県大野城市大池２丁目21番24号筑紫工芸敷地内２Ｆ
債務者　後藤　満明
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１３号
福岡県太宰府市青葉台４丁目８番10号
債務者　進藤　太一
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１１８号
福岡市城南区別府１丁目11番15号
債務者　武石　正明
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１２２号
福岡県糟屋郡粕屋町大字内橋161番地１セゾンデルミエール107号
債務者　川口　雅徳
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１３１号
福岡市中央区鳥飼３丁目16番17号
債務者　錦戸　利恵
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４１号
福岡市南区寺塚１丁目16番１―605号
債務者　山崎　　等
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４４号
福岡県大野城市上大利３丁目13番２号コスモハイツ上大利101号
債務者　野崎　　裕
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１４８号
福岡県古賀市駅東２丁目７番15―302号
債務者　白川眞佐子
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６７号
福岡市中央区平尾３丁目20番２号
債務者　藤田　陽子
１　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６８号
福岡市中央区今泉１丁目18番51号
債務者　中山　真子（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１６９号
福岡県大野城市上大利４丁目５番22―302号
債務者　今村さやか
１　決定年月日時　平成25年３月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２５年（フ）第１７３号
福岡市中央区荒戸２丁目５番26―1308号
債務者　犬塚　美嘉
１　決定年月日時　平成25年３月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
福岡地方裁判所第４民事部